

平成 27 年度決算に基づく東京都板橋区健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく東京都板橋区健全化判断比率について、下記のとおり区議会に報告する。

なお、今回の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準には該当しなかった。

1 健全化判断比率

※ 黒字の場合は — (△) 表記となる。(単位：%)

		(1)実質赤字比率	(2)連結実質赤字比率	(3)実質公債費比率	(4)将来負担比率
健全化判断比率		—	—	△ 3.6	—
算出比率	H27	(△ 3.28)	(△ 4.55)	(△ 3.6)	(△ 81.9)
	H26	(△ 4.02)	(△ 6.33)	(△ 3.2)	(△ 84.2)
	増減	0.74	1.78	△0.4	2.3
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(1) 実質赤字比率 → 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\boxed{\text{実質赤字比率}} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

→ 全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\boxed{\text{連結実質赤字比率}} = \frac{\text{一般会計等と特別会計を合算した連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

→ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\boxed{\text{実質公債費比率}} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3カ年平均)

(4) 将来負担比率 → 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\boxed{\text{将来負担比率}} = \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額}) \\ &+ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

2 健全化判断比率の公表

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、以下の健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表するとともに、都知事(総務大臣)に報告しなければならない。(第3条)

3 財政の健全化（健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を上回った場合）

(1) 財政健全化計画の策定、公表

地方公共団体の長は、財政状況の悪化要因の分析結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため、健全化判断比率を公表した年度末までに、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに、都知事（総務大臣）に報告しなければならない。（第4条、第5条）

(2) 財政健全化計画の実施状況の報告

財政健全化計画を定めている地方公共団体の長は、毎年その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、都知事（総務大臣）に報告しなければならない。（第6条）

(3) 外部監査の実施

地方公共団体の長は、財政健全化計画を定めるに当たって、あらかじめ、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。（第26条）

4 財政の再生（健全化判断比率のいずれかが財政再生基準を上回った場合）

(1) 財政再生計画の策定、公表

地方公共団体の長は、財政状況の著しい悪化要因の分析結果を踏まえ、財政の再生を図るため、健全化判断比率を公表した年度末までに、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに、総務大臣（都知事経由）に報告し、これに基づき予算を調製しなければならない。（第8条、第9条）

(2) 財政再生計画の実施状況の報告

財政再生計画を定めている地方公共団体の長は、毎年その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣（都知事経由）に報告しなければならない。（第18条）

(3) 地方債の起債の制限

策定した財政再生計画に対する総務大臣の同意を得ていないときは、地方債をもってその歳出の財源とすることができない。（第10条、第11条）（災害復旧事業費及び政令で定める場合を除く）

(4) 外部監査の実施

「3 財政の健全化(3)」に同じ（第26条）

5 区民への公表

10月末に都知事に報告後、板橋区ホームページにて公表

※ 用語について

◇ 一般会計等

一般会計及び公営事業会計に属する特別会計以外の特別会計で、板橋区の場合は、一般会計のみが該当する。

◇ 標準財政規模

自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模

◇ 準元利償還金

公債費に準ずるもので、板橋区の場合は、満期一括償還地方債の一年あたりの元利償還金相当額、特別区人事・厚生事務組合、清掃一部事務組合の地方債の償還財源に充てるための負担金、土地開発公社からの買戻用地分、利子補給に係るものが該当する。

◇ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 = 総務大臣が定める額

◇ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 = 総務大臣が定める額